

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 62-1211
インターネット
ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
E-メールアドレス
seisaku@town.haboro.hokkaido.jp
町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
ご意見お待ちしております

- 町長との語り合いの場
『ふれあいトーク』
5人～10人くらいのグループで
開催日の10日前までに申込みを！
- ☞お問合せ・申込み先
政策推進課広報広聴係(内線222)
- 出前講座(37講座)
『ほっと講座はぼろ』
5人以上の団体やグループが
主催する学習会等に町職員が
講師として出向きます
- ☞お問合せ・申込み先
社会教育課社会教育係(☎ 62-5880)
- ホタルの電話 ☎ 62-1310
1人でなやんで自分をイジメないで
かけてみよう『ホタルの電話』

道政への苦情は苦情審査委員へ

- 北海道苦情審査委員制度のお知らせ -

道の仕事のこと、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど苦情の解決に向けて、迅速に処理します。

個人情報の保護には十分配慮します。

- 苦情の窓口
道庁:道民相談センター / 各支庁:道民相談室
- 苦情の申立て方法
所定の「苦情申立書」に必要事項を記入し提出。
- 提出方法
郵送、ファックス、メールでも申立てができます。
- 制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しています。苦情の窓口へ連絡をしてください。
- 苦情審査委員制度のお知らせ
北海道ホームページのトップページ(相談・苦情・照会の窓口)からご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.jp/menu.html>

- ▶連絡先
北海道総務部総務課道民相談センター(道庁1階)
☎ 011-231-4111(内線 22-706・22-707)
FAX 011-241-8181
E-mail:soudan.soudan@pref.hokkaido.jp
留萌支庁道民相談室 ☎ 0164-42-1511(内線4706)

お知らせ

気をつけて！悪質な訪問販売

高齢者・独居世帯を狙った悪質な訪問販売が依然として後を絶ちません！

布団の次々(つぎつぎ)販売(買って間もないのに次々に物を勧めて買わせる)やリフォーム工事商法(無料点検と言って高額工事など)など、あの手この手で消費者を狙っています。認知症などの判断能力が十分でない人を狙った悪質な訪問販売業者による被害も世間を賑わせています。

※被害に遭わないために※

- 訪問時に社名や販売目的を告げない業者は信用しない。
- いらなかったら、ハッキリ、きっぱり断る。
- その場で契約せず、慎重に検討する。
- 興味があっても、必要かどうか身内などに相談する。
- 業者任せにしない。

- ▶町民課町民生活係 ☎ 62-1211(内線113)
道立消費生活センター留萌相談所 ☎ 0164-49-2770
(面談相談日/毎週月・木曜日 午前10時～午後4時)

中小企業の連携支援制度を新たに創設

～中小企業新事業活動促進法が制定されました～

経済産業省・中小企業庁では、これまでの「中小創造法」や「新事業創出促進法」、「中小企業経営革新法」を整理・統合し、新たに「中小企業新事業活動促進法」を制定し、この度施行されました。

本法律では新たな事業に取り組んで市場に向かって挑戦する中小企業などを強力にバックアップするために「創業支援」や「経営革新支援」をパワーアップするほか、異業種連携により新事業にチャレンジする中小企業を支援する「新連携支援制度」を新たに創設しました。

■支援メニュー

補助金 低利融資(政府系機関)
信用保証 税制優遇

この制度の詳細は、北海道経済産業局のホームページに掲載しており、申請様式についてもダウンロードできますので、ご活用ください。

▶北海道経済産業局産業部中小企業課 ホームページ

<http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm>

☎ 011-709-2311(内線 2575・2576・2577)

また、この「新連携支援制度」の利用にあたっては、新連携支援北海道地域戦略会議事務局にて相談から事業化に至るまでサポートしますので、お問合せください。

▶新連携支援北海道地域戦略会議事務局 (独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部内)

☎ 011-738-1365

ホームページ

<http://www.smrj.go.jp/kikou/branch/hokkaido/001173.html>

相談

8月の各種相談日

●年金相談

11日(木) (午後1時～午後5時 役場)

12日(金) (午前9時～午後12時 役場)

☎ 北海道社会保険事務局留萌事務所 ☎ 0164-43-7211

●行政相談

9日(火) (午前9時～午後12時 役場相談室)

☎ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211 (内線104)

●心配ごと相談

19日(金) (午後1時30分～午後4時 勤労青少年ホーム)

☎ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

●支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で・

①昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入

(又は受給等)をされていた方の配偶者

②平成3年3月以前の学生

であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

●ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から役場福祉課国保医療年金係で受付を開始しています。

この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。

まずは、なるべく早く受付を行ってください。(不足している必要書類などについては、後日提出をお願いすることとなります。)

●支給額(平成17年度)

・障害基礎年金1級相当に該当する方

⇨月額5万円(2級の1.25倍)

・障害基礎年金2級相当に該当する方

⇨月額4万円

身体障害者手帳の等級とは異なります。

□ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

□老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)

□経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は停止となります。

▶問合せ先/福祉課国保医療年金係

(☎ 62-1211 内線125・126・127)